

議案第18号

東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程等の一部改正について

東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程等の一部を改正する訓令を定めることについて、次のとおり提案する。

平成29年6月28日提出

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

1 提案理由

八本松学校給食センター、福富学校給食センター、豊栄学校給食センター及び河内学校給食センターを廃止し、新たに東広島北部学校給食センターを設置することに伴い、東広島市立学校給食センターに勤務する県費負担教職員の扶養手当等に係る事務の校長への委任、学校給食センターに勤務する職員の勤務時間及び休憩時間並びに学校給食センターの文書の収受に係る文書記号に関する規定の整備を行うため、この議案を提出するものである。

2 改正案

別紙のとおり。

3 施行期日

平成29年8月1日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第25条

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(2) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

東広島市教育委員会訓令第 号

東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年 月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程等の一部を改正する訓令

(東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程の一部改正)

第1条 東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程(平成18年東広島市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

八本松学校給食センター	原小学校長
福富学校給食センター	福富中学校長
豊栄学校給食センター	豊栄小学校長
河内学校給食センター	河内中学校長

を

」

「

東広島北部学校給食センター	福富中学校長
---------------	--------

に改める。

」

(東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令の一部改正)

第2条 東広島市教育委員会職員の服務に関する訓令(平成19年東広島市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第14条」を「第14条第1項」に、「学校給食センター」を「給食センター」に、「別表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」

に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 東広島学校給食センター又は東広島北部学校給食センターに勤務する職員
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める時間

ア 勤務時間 午前7時45分から午後4時30分まで

イ 休憩時間 午後零時から午後1時まで

(2) 西条学校給食センター又は安芸津学校給食センターに勤務する職員 次に
掲げる区分に応じ、それぞれに定める時間

ア 勤務時間 午前7時45分から午後4時15分まで

イ 休憩時間 午後零時から午後零時45分まで

第2条第3項中「第18条第2項」を「第18条」に、「第4条第4項」を「
第4条第2項」に改め、同条第4項中「第22条」を「第20条」に改める。

別表を削る。

(東広島市教育委員会文書事務取扱規程の一部改正)

第3条 東広島市教育委員会文書事務取扱規程（平成20年東広島市教育委員会訓
令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

東広教八給第 号	八本松学校給食センター
東広教福給第 号	福富学校給食センター
東広教豊給第 号	豊栄学校給食センター
東広教河給第 号	河内学校給食センター

を

」

「

東広教北給第 号	東広島北部学校給食セン ター
----------	-------------------

に改める。

」

附 則

この訓令は、平成29年8月1日から施行する。

東広島市立学校の校長及び園長に対する事務委任規程（平成18年東広島市教育委員会訓令第1号）【抜粋】

新		旧	
<p>(校長委任事務)</p> <p>第2条 校長に対し、次の事務を委任する。</p> <p>(1) 職員の校務分掌及び勤務配置に関すること。</p> <p>(2) 職員の時間外勤務及び特殊勤務に関すること。</p> <p>(3) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第23条第2項の規定により、初任者研修を受ける者の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命ずること。</p> <p>(4) 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)の扶養手当に関すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に関すること。</p> <p>(6) 県費負担教職員のへき地手当に準ずる手当に係る事実の確認に関すること。</p> <p>(7) 学校の用に供せられる備品の貸出しに関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、所掌事務のうち軽易な事項に関すること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、次表左欄に掲げる学校給食センターに勤務する県費負担教職員に係る前項第4号から第6号までに規定する事務は、同表右欄に掲げる校長に委任する。</p>		<p>(校長委任事務)</p> <p>第2条 校長に対し、次の事務を委任する。</p> <p>(1) 職員の校務分掌及び勤務配置に関すること。</p> <p>(2) 職員の時間外勤務及び特殊勤務に関すること。</p> <p>(3) 教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第23条第2項の規定により、初任者研修を受ける者の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命ずること。</p> <p>(4) 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員(以下「県費負担教職員」という。)の扶養手当に関すること。</p> <p>(5) 県費負担教職員の住居手当、通勤手当及び単身赴任手当に関すること。</p> <p>(6) 県費負担教職員のへき地手当に準ずる手当に係る事実の確認に関すること。</p> <p>(7) 学校の用に供せられる備品の貸出しに関すること。</p> <p>(8) 前各号に掲げるもののほか、所掌事務のうち軽易な事項に関すること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、次表左欄に掲げる学校給食センターに勤務する県費負担教職員に係る前項第4号から第6号までに規定する事務は、同表右欄に掲げる校長に委任する。</p>	
東広島学校給食センター	郷田小学校長	東広島学校給食センター	郷田小学校長
西条学校給食センター	三ツ城小学校長	西条学校給食センター	三ツ城小学校長
<u>東広島北部学校給食センター</u>	<u>福富中学校長</u>	<u>八本松学校給食センター</u>	<u>原小学校長</u>
安芸津学校給食センター	安芸津中学校長	<u>福富学校給食センター</u>	<u>福富中学校長</u>
		<u>豊栄学校給食センター</u>	<u>豊栄小学校長</u>
		<u>河内学校給食センター</u>	<u>河内中学校長</u>
		安芸津学校給食センター	安芸津中学校長

新	旧																								
<p>第2条 一略一</p> <p>2 東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号。以下「組織規則」という。）<u>第14条第1項</u>に規定する<u>給食センター</u>に勤務する職員の勤務時間及び休憩時間については、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号</u>に定めるとおりとする。ただし、市長の事務部局に配置された職員が併任する場合は、この限りでない。</p> <p><u>(1) 東広島学校給食センター又は東広島北部学校給食センターに勤務する職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める時間</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア 勤務時間 午前7時45分から午後4時30分まで</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 休憩時間 午後零時から午後1時まで</p> <p><u>(2) 西条学校給食センター又は安芸津学校給食センターに勤務する職員 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める時間</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア 勤務時間 午前7時45分から午後4時15分まで</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 休憩時間 午後零時から午後零時45分まで</p> <p>3 組織規則<u>第18条</u>に規定する地域生涯学習センター（<u>第4条第2項</u>において「地域生涯学習センター」という。）のセンター長の勤務時間及び休憩時間については、別に定める。ただし、一般職の職員が兼務する場合は、この限りでない。</p> <p>4 組織規則<u>第20条</u>に規定する三ツ城コミュニティハウスの所長の勤務時間及び休憩時間は、市長の事務部局の職員の例による。</p>	<p>第2条 一略一</p> <p>2 東広島市教育委員会組織規則（平成19年東広島市教育委員会規則第3号。以下「組織規則」という。）<u>第14条</u>に規定する<u>学校給食センター</u>に勤務する職員の勤務時間及び休憩時間については、<u>別表</u>に定めるとおりとする。ただし、市長の事務部局に配置された職員が併任する場合は、この限りでない。</p> <p>3 組織規則<u>第18条第2項</u>に規定する地域生涯学習センター（<u>第4条第4項</u>において「地域生涯学習センター」という。）のセンター長の勤務時間及び休憩時間については、別に定める。ただし、一般職の職員が兼務する場合は、この限りでない。</p> <p>4 組織規則<u>第22条</u>に規定する三ツ城コミュニティハウスの所長の勤務時間及び休憩時間は、市長の事務部局の職員の例による。</p> <p><u>別表（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所属</th> <th style="text-align: center;">勤務時間</th> <th style="text-align: center;">休憩時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東広島学校給食センター</td> <td>午前7時45分から午後4時30分まで</td> <td>午後零時から午後1時まで</td> </tr> <tr> <td>西条学校給食センター</td> <td>午前7時45分から午後4時15分まで</td> <td>午後零時から午後零時45分まで</td> </tr> <tr> <td>八本松学校給食センター</td> <td>午前7時40分から午後4時10分まで</td> <td>午後零時から午後零時45分まで</td> </tr> <tr> <td>福富学校給食センター</td> <td>午前7時45分から午後4時15分まで</td> <td>午後零時15分から午後1時まで</td> </tr> <tr> <td>豊栄学校給食センター</td> <td>午前8時から午後4時30分まで</td> <td>午後零時15分から午後1時まで</td> </tr> <tr> <td>河内学校給食センター</td> <td>午前7時45分から午後4時15分まで</td> <td>午後零時15分から午後1時まで</td> </tr> <tr> <td>安芸津学校給食センター</td> <td>午前8時から午後4時30分まで</td> <td>午後零時から午後零時45分まで</td> </tr> </tbody> </table>	所属	勤務時間	休憩時間	東広島学校給食センター	午前7時45分から午後4時30分まで	午後零時から午後1時まで	西条学校給食センター	午前7時45分から午後4時15分まで	午後零時から午後零時45分まで	八本松学校給食センター	午前7時40分から午後4時10分まで	午後零時から午後零時45分まで	福富学校給食センター	午前7時45分から午後4時15分まで	午後零時15分から午後1時まで	豊栄学校給食センター	午前8時から午後4時30分まで	午後零時15分から午後1時まで	河内学校給食センター	午前7時45分から午後4時15分まで	午後零時15分から午後1時まで	安芸津学校給食センター	午前8時から午後4時30分まで	午後零時から午後零時45分まで
所属	勤務時間	休憩時間																							
東広島学校給食センター	午前7時45分から午後4時30分まで	午後零時から午後1時まで																							
西条学校給食センター	午前7時45分から午後4時15分まで	午後零時から午後零時45分まで																							
八本松学校給食センター	午前7時40分から午後4時10分まで	午後零時から午後零時45分まで																							
福富学校給食センター	午前7時45分から午後4時15分まで	午後零時15分から午後1時まで																							
豊栄学校給食センター	午前8時から午後4時30分まで	午後零時15分から午後1時まで																							
河内学校給食センター	午前7時45分から午後4時15分まで	午後零時15分から午後1時まで																							
安芸津学校給食センター	午前8時から午後4時30分まで	午後零時から午後零時45分まで																							

東広島市教育委員会文書事務取扱規程（平成20年東広島市教育委員会訓令第1号）【抜粋】

新		旧	
別表第1（第14条関係）		別表第1（第14条関係）	
文書記号	課名	文書記号	課名
東広教総第 号	教育総務課	東広教総第 号	教育総務課
東広教学第 号	学事課	東広教学第 号	学事課
東広教指第 号	指導課	東広教指第 号	指導課
東広教青第 号	青少年育成課	東広教青第 号	青少年育成課
東広教生第 号	生涯学習課	東広教生第 号	生涯学習課
東広教ス第 号	スポーツ振興課	東広教ス第 号	スポーツ振興課
東広教文第 号	文化課	東広教文第 号	文化課
東広教東給第 号	東広島学校給食センター	東広教東給第 号	東広島学校給食センター
東広教西給第 号	西条学校給食センター	東広教西給第 号	西条学校給食センター
<u>東広教北給第 号</u>	<u>東広島北部学校給食センター</u>	<u>東広教八給第 号</u>	<u>八本松学校給食センター</u>
東広教安給第 号	安芸津学校給食センター	<u>東広教福給第 号</u>	<u>福富学校給食センター</u>
		<u>東広教豊給第 号</u>	<u>豊栄学校給食センター</u>
		<u>東広教河給第 号</u>	<u>河内学校給食センター</u>
		東広教安給第 号	安芸津学校給食センター